

一般廃棄物処理業許可証

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地
氏 名 株式会社鵜商
代表取締役 鵜崎隆広

令和8年2月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

令和8年2月12日

栃木市長 大川 秀 子 印



氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	株式会社鵜商 代表取締役 鵜崎隆広
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	群馬県館林市苗木町2548番地
許可の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 法第7条第1項（一般廃棄物収集運搬業） <input type="checkbox"/> 法第7条第6項（一般廃棄物処分業） <input type="checkbox"/> 法第7条の2第1項（変更の許可）
取り扱う一般廃棄物の種類	もやすごみ、もやさないごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・食品用トレイ、有害ごみ、粗大ごみ
収集運搬及び処分の別	一般廃棄物の収集及び運搬（積替え及び保管無し）
許可の期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
許可の区域	栃木市内
許可の条件	裏面許可条件のとおり

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に取消しの訴えをすることができます。